

個人と法人との違い

個人と法人ではどちらが良いのか？

事務処理の面からすると、個人は設立時の法的手続きがなく、その後の経理処理も楽ですが、法人では設立までの法的手続きやその後の経理処理が複雑です。

税方面では所得税に関して、個人は累進課税を採用しているのに対し、法人は資本金と所得の額により税率が定められているため所得が大きくなれば、法人が有利となります。

事業形態を個人とするか、法人とするかについては、これから始める事業が法人という形態を必要とする事業かどうかを踏まえて検討しましょう。

個人と法人の具体的な違い

項目	個人	法人(株式会社)
開業手続きと費用	比較的簡単で費用もあまりかからない。	会社設立登記手続きが必要。
事業内容	原則として、どんな事業でもよく、変更は自由である。	事業内容は定款に記載し、その変更には定款の登記変更手続きが必要である。
社会的信用	一般的に、法人に比べてやや劣る。	一般的に、信用力に優れ、大きな取引や金融機関からの借り入れ、従業員の募集などの面では有利である。
経理事務	会計帳簿や決算書類の作成が簡易である。	会計帳簿や決算書類の作成が複雑である。
事業に対する責任	(無限責任) 事業の成果はすべて個人のものとなるが、事業に万一のことがあると、個人の全財産をもって弁済しなければならない。	(有限責任) 会社と個人の財産は区別されており、会社を整理するときには、出資分を限度に責任を負う。 ただし、代表者等は取引に際し連帯保証をするケースが多く、この場合は保証責任を負うことになる。
社会保険	事業主は政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できない。国民健康保険、国民年金に加入することになる。	役員も会社が加入すれば、政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できる。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となる。	社長や役員の給与は、役員報酬として経費になる。